

規約新旧対照表

新	旧
<p><u>(加入員への説明)</u></p> <p><u>第57条の2 この基金は、加入員がその資格を取得したとき又はその資格を喪失したときは、第54条から前条までの規定に関し、企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則（平成17年7月5日年企発第0705001号）第2に基づき、当該加入員に対して説明しなければならない。</u></p> <p>第12章 解散及び清算</p> <p>(責任準備金相当額の納付)</p> <p>第81条 この基金が解散したときは、基金令第55条の規定により計算した責任準備金（以下「最低責任準備金」という。）を<u>法第161条第1項</u>の定めるところにより連合会に納付しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p><u>この規約は、認可の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。</u></p>	<p>第12章 解散及び清算</p> <p>(責任準備金相当額の納付)</p> <p>第81条 この基金が解散したときは、基金令第55条の規定により計算した責任準備金（以下「最低責任準備金」という。）を<u>法第162条の3第1項</u>の定めるところにより連合会に納付しなければならない。</p>